

議第二十四号

岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例について

岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

岐阜県公益認定等審議会条例（平成二十年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、岐阜県公益認定等審議会の委員の任用要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを追加するため、この条例を定めようとする。

